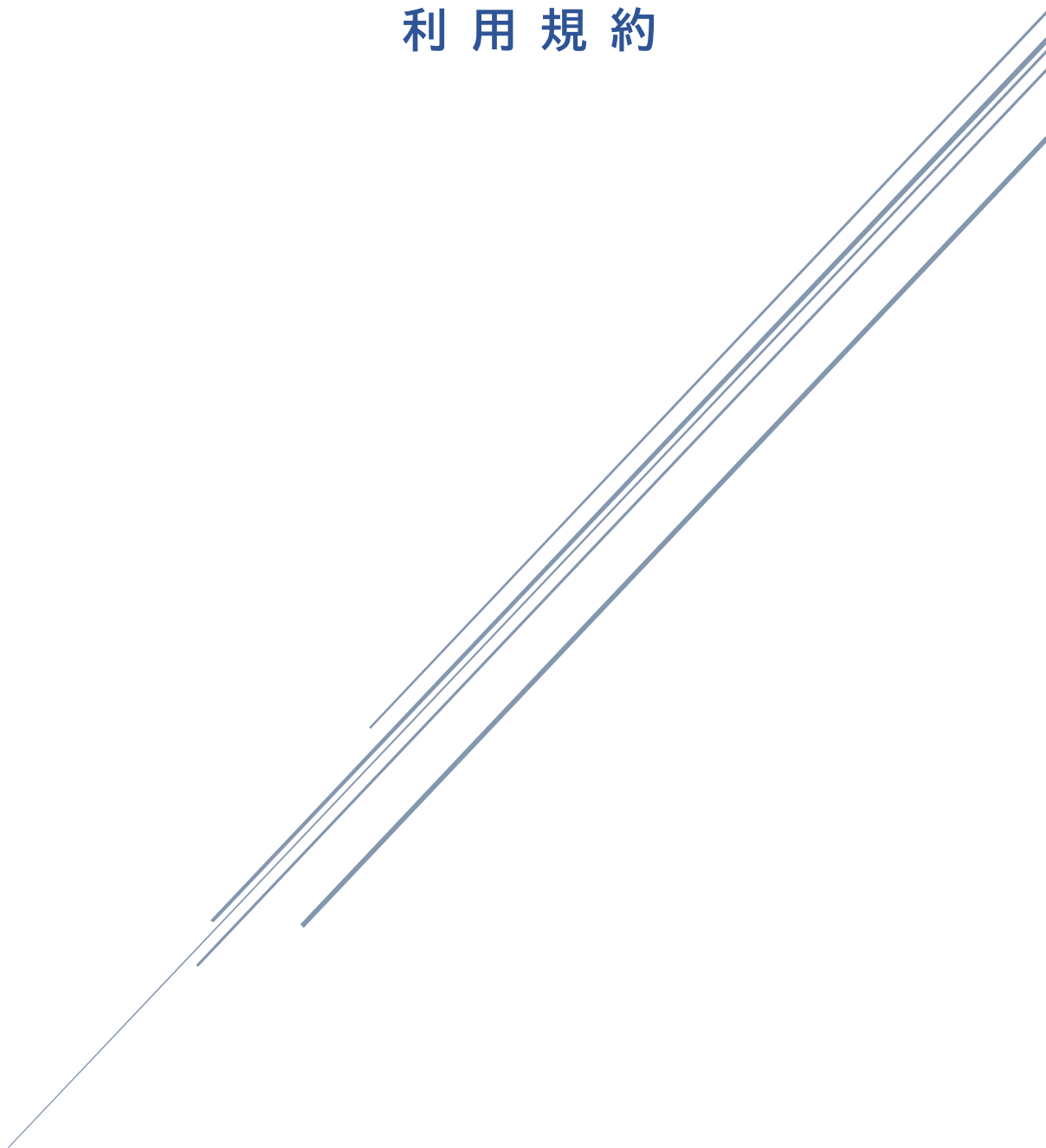


中災防 安全行動調査

利 用 規 約



2025 年

中央労働災害防止協会 技術支援部

安全行動調査 利用規約

第1条(目的)

本規約は、申込者(以下「甲」という。)の依頼により、中央労働災害防止協会(以下「乙」という。)が請け負う、中災防 安全行動調査(以下、調査という。)における利用条件等について定めます。

第2条(申込み条件)

甲は、調査実施にあたり、次の事項に同意することとします。

- (1) 甲は調査結果を安全衛生対策のみに活用し、調査実施対象者(以下、対象者という。)の人事考課等個人の判別に使用しないこと。また、その旨を実施対象者に周知を行うこと。
- (2) 甲は、対象者のデータに誤りがないことを確認の上、乙に提供すること。また、調査票(マークシートまたは Excel 回答用紙)(以下、調査票という。)の各項目について、記入漏れや誤りがないうよう対象者に説明すること。
- (3) 甲は本規約及び別に定める『安全行動調査の手引き』の内容を了承した上で安全行動調査の申込みを行うこと。

第3条(個人情報保護)

甲より提供された記入済みの調査票は、乙が受領から6か月間保管後、復元不可能な形にして廃棄します。

- 2 電子化した個人情報を含むデータは、乙が責任を持って保管し、本調査の的確な実施以外の目的で使用することはありません。個人及び事業場を識別できる情報については、調査実施の5年経過後に削除します。
- 3 前項の規定に関らず乙は、労働安全衛生の向上を目的とする学術研究等のため、調査を通じて収集した調査結果データについて、特定の個人を特定できないよう匿名化し、利用又は第三者に提供することがあります。

第4条(調査の提供)

調査における申込書の提出から利用料金の支払いまでは次のとおりです。

- (1) 申込書の提出
甲は、乙所定の申込書(様式1及び2)に必要事項を記入の上、乙に提出します。なお、申込書の提出先は、乙における技術支援部とします。
- (2) 調査票の送付
乙は、本条(1)の内容を確認した後、予備分を加えた対象者人数分の調査票を甲に送付します。
- (3) 対象者への配付、記入及び返送
甲は、対象者に調査票を配付します。記入済み調査票を回収し、全ての記入済み調査票が揃ったところで乙へ返送します。なお、未使用のマークシートがある場合には、甲は乙に返送せずに廃棄することとします。

(4) データの処理、個人結果プロフィールの送付

乙は、返送された記入済み調査票を処理し、個人結果プロフィールを作成します。甲への個人結果プロフィールの送付は、窓開き封筒に封緘した状態で行います。

(5) オプション等の送付

乙は、申込書の内容に従い、選択されたオプション等を作成し、本条(4)と併せて甲へ送付します。ただし、「調査結果の説明」及び「調査結果の説明及び専門家のコメント」は甲と乙の協議により決定した日時に別途実施します。

(6) 請求書等の送付

乙は、甲に対し、成果物にかかる納品書・請求書を発行し、納入時に送付します。ただし、「調査結果の説明」及び「調査結果の説明及び専門家のコメント」にかかる請求書は実施後に別途発行し、送付します。

(7) 甲の支払い

甲は、定められた条件に従い調査利用料金を支払います。

第5条(調査利用契約の成立)

調査利用契約は、申込書を甲が乙に提出し、乙が申込書を確認することにより成立します。

第6条(調査の利用料金)

調査の利用料金は、別に定める利用料金表のとおりとします。

料金には調査票の送付費用及び成果物送付費用(いずれも1箇所、1回分)を含みます。なお、これによらない場合の料金については、別途甲乙間で協議の上、決定することとします。

2 甲が調査票を対象者に配付し、回収するために要する費用、記入済み調査票を乙に返送するために要する費用及びその他対象者への説明・翻訳等に要する費用は、甲の負担とします。

3 利用料金は甲が乙に記入済み調査票を送付した人数とします。

第7条(支払方法)

甲は、乙に対し、調査の利用料金を請求書記載の支払期日までに乙の指定する銀行口座に振込む方法により支払うものとします。なお、振込に係る手数料は甲の負担とします。

第8条(違約金)

乙は、甲の責めに帰すべき事由により調査の利用を解除した場合、調査の利用料金の 100 分の 10 を下限とし、乙がその時まで提供又は調査票の送付にかかる料金を違約金として甲に請求できるものとします。

2 利用契約の成立より 6 か月を経過するまでに、甲から乙に記入済み調査票の返送が無く、且つ延期等の申し出がない場合は、調査中止(キャンセル)の扱いとし、本条1項に基づき乙は甲に違約金を請求します。

第9条(委託)

乙は、業務の全部又は一部を、乙との間で秘密保持を含む契約を締結した第三者に委託することができるものとします。

第10条(納期)

乙は、原則として甲より申込書を受領した日より7営業日以内に調査票を発送するものとし、また、記入済み調査票を受領した日より21営業日に成果物等を発送するものとします。なお、納期は、対象者数等に応じ、甲乙協議の上、決定することができるものとします。

第11条(納期の変更)

次の各号の一に該当する場合には、乙は、甲に対して納期の変更を求めることができます。

- (1) 甲の提供すべき資料若しくは情報の提供の遅延又は内容の誤りにより業務に遅延が発生したとき。
- (2) 天災その他の不可抗力により、納期までに成果物を納入することが困難になったとき。
- (3) その他やむを得ない乙の事情により納期を変更せざるを得なくなったとき。

第12条(秘密保持)

甲及び乙は、相手方から秘密と指定されて提供を受けた情報を、第三者(第9条の委託を受けたものを除く。)に提供し、又は漏洩してはならないこととします。

第13条(瑕疵担保責任)

乙は、申込書に定められた範囲内において成果物の納入後発見された乙の責に帰すべき瑕疵については無償で修復しますが、それ以上の責は負わないものとします。

- 2 納入後、甲が成果物に対して独自の変更、追加又は修正を行ったことに起因する瑕疵あるいは滅失又は毀損について、乙は、その責を負いません。
- 3 本条第1項に定める無償による修復を行う期間は、成果物納入後1か月とします。

第14条(請求)

乙は、甲の申込書に基づき、成果物の納品時に甲所定の請求先へ通知します。

第15条(協議)

本規約に関して疑義が生じた場合及び本規約に定めのない事項については、甲及び乙は信義誠実の原則に従って協議の上、これを定めるものとします。

附則(令和7年3月26日技術発第246号)

この規約は、令和7年4月1日から適用する。